

教育データの利活用に関する有識者会議 220531
提供資料（神内）

1 現場でよくある相談例 ※スクールロイヤー的な立場での相談例です

(1) 業務委託による個人情報の提供の例

- ・成績分析 → 教育産業等に業務委託する。
- ・校務の一部のクラウド利用 → 校務の一部を業務委託する（利用態様によっては委託外の可能性も）。
- ・健康診断 → 健康診断自体を医療機関に業務委託する。
- ・その他 → SC・SSW・ALT・部活動コーチ・部活動合同チーム等への情報提供

(2) 設置者が異なる教育機関間での個人情報の提供の例

- ・公立小学校がクラス編成等のために国私立幼稚園・保育園が保有する子どもの個人情報を入手する。
- ・いじめ防止対策推進法 27 条に基づく連携協力体制に必要な情報共有。

【参考】いじめ防止対策推進法

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第 27 条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

(3) 保護者への個人情報の提供の例

- ・子ども本人と利益が相反する可能性がある個人情報の提供の判断。
- ・いじめ防止対策推進法 23 条 5 項に基づく当事者間での個人情報の提供の判断。

【参考】いじめ防止対策推進法

（いじめに対する措置）

第 23 条 （略）

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(4) 個人情報の保管期限の例

- ・いじめ調査の際に行った聴き取り結果やアンケート結果の保管期限について。

2 教員の個人データ管理の実情

- ・大学等がある規模の大きな学校法人は管理体制やセキュリティ自体は整備されている。一方、中小の学校法人はセキュリティ体制が脆弱である場合もある。
- ・公立国私立問わず、教員個人の個人データ管理意識は大企業や行政機関では考えられないほど希薄で、リスクは非常に大きい。
- ・ある程度の能力を有する教員はクラウドサービスを適切に活用している。また、校務システムの ICT 化は急速に進んでいるので、教員の個人データ管理の意識は今後醸成されていくと思われる。むしろ課題は

教員の業務に見合うセキュリティ体制の構築ではないか（脆弱すぎず、煩雑すぎない体制の構築）。